

答申書

(答申第108号)

平成30年1月19日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり福井県知事（以下「実施機関」という。）が非公開決定をしたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求の内容

審査請求人は、平成28年4月19日付で、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求を行った。

核燃料税の更新にあたり、これまでに有識者や専門家から寄せられた意見に係る文書一式（保存してあるものすべて）

2 実施機関の決定

実施機関は、平成28年5月2日付け税第237号による公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（1）公文書の名称

核燃料税の更新にあたり、これまでに有識者や専門家から寄せられた意見に係る文書一式（保存してあるものすべて）（以下「本件対象公文書」という。）

（2）公開しない理由

ア 条例第7条第6号（審議・検討等情報）に該当

県の内部における核燃料税の更新に係る審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれおよび今後の核燃料税の更新時における核燃料税制度の構築に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため

イ 条例第7条第7号（事務執行情報）に該当

県が行う核燃料税の更新等に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

3 審査請求

審査請求人は、平成28年5月7日、本件処分を取り消し、本件対象公文書の全部公開を求めて、実施機関に対して審査請求を行った。

4 質問

実施機関は、平成29年7月21日付け税第393号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について、質問を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件対象公文書の全部公開を求めるものである。

2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

(1) 本件対象公文書の非公開決定について

審査請求人が開示を求めた公文書は「核燃料税の更新にあたり、これまでに有識者や専門家から寄せられた意見に係る文書一式」である。福井県はその理由として「県の内部における<中略>情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」「今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」などを挙げている。

しかし、福井県は核燃料税を更新する際の参考とするため、専門家から意見を聞いたのである。政策決定の重要な判断材料であり、福井県の方針の妥当性を検証するうえで不可欠な情報である。これらの文書を公開したがらないのは、文書が公になれば自らの主張の問題点が明らかになるからではないのか。

総務省が審査請求人に開示した「平成23年の福井県の核燃料税更新に係る総務省との打合わせ概要」には、以下のようなやり取りが記されている（※「●」部分は黒塗り）。

<総務省>

- ・前回、●教授の鑑定書があったが、今回はそのような意見書（否定的な意見であったが・・・）はあるか。

<福井県>

- ・●教授、●准教授らに今回の核燃料税について肯定的な立場から意見書をいただいている。

<総務省>

- ・その意見書を送っていただきてもよいか。

<福井県>

- ・了解した。

以上のように、福井県は専門家の意見について、県の内部における審議、検討情報といいながら、核燃料税の更新を総務省に認めてもらう材料として用いているのである。しかも、前回（=平成18年）更新時の専門家の意見は否定的なもので、平成23年の更新時は肯定的なものだったということが読み取れる。総務省がすでに一定程度の内容を開示しているのに、なぜ福井県は開示できないのか。また、この内容からは、平成23年の更新時は「福井県の主張に沿った専門家の意見を聞いた」と読めなくもない。

なお、開示文書には、総務省と福井県が「県議への根回し」「マスコミ対応」「閣僚の発言をにらみながらの理論武装」などを打ち合わせていたことも記録されていた。本来は是々非々の立場で対峙すべき両者が、福井県の核燃料税の更新を実現すべく、歩調を合わせていたことを付言しておく。

(2) その他の主張について

審査請求人による別の異議申し立てでも指摘しているところであるが、福井県は平成23年11月の核燃料税の更新に係る電力事業者との協議について、わざと会議録を作成しなかった疑いがある。

第4 実施機関の説明

実施機関が、弁明書および当審査会での説明聴取で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

1 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

法定外普通税である核燃料税は、地方公共団体がその必要性を判断し、独自の意思により地方税法に基づき定めることができるものである。5年ごとの核燃料税の更新に当たっては、県は毎回、その時々の状況を考慮して、新規に課税客体、課税標準、税率等の課税方式の検討を行い、議会に条例案を上程し、議会は事業者からの意見聴取を踏まえて条例を議決し、条例制定後は、県は総務大臣に協議を行い、同意を得なければならないとされている。

本件対象公文書には、平成28年度核燃料税更新の制度設計に係る専門家からの意見が記載されており、これらの情報は、制度設計を行う際の背景、課題、県の考え方等が推測されるものである。

核燃料税の制度案が最終的な意思決定を経る前の未成熟な段階で、これらの情報を公にすることによって、核燃料税の基本方針や基本的な考え方に関する様々な先入観や誤解に基づき、電力事業者および専門家（以下、「電力事業者等」という。）に対して様々な主張・行動・干渉等が向けられ、ひいては、電力事業者等と県との信頼関係を損なうおそれがある。

このことにより、県が核燃料税の更新作業において、課税客体、課税標準、税率等の制度構築に当たり電力事業者等に対して必要な情報提供等を求めた場合にも、電力事業者等からの十分な協力を得られないなど、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

2 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について

本件対象公文書を公にした場合、「1 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について」と同様の理由により、県民、利害関係者等の間に不当に混乱を生じさせ、さらには、利害関係者等外部からの県や国に対する様々な主張・行動・干渉等が生じ、県が中立的な判断を行うことが不当に損なわれ、新たに条例案を審議・検討するうえで支障が生じるおそれがある。

3 その他の主張について

審査請求人は平成23年度の電力事業者との説明会の議事録が存在していないことについての疑義を主張しているが、本件の「核燃料税の更新にあたり、これまでに有識者や専門家から寄せられた意見に係る文書一式（保存してあるものすべて）」に係る非公開決定との関連はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、審査請求人が開示を求めた公文書「核燃料税の更新にあたり、これまでに有識者や専門家から寄せられた意見に係る文書一式（保存してあるものすべて）」について、実施機関が保有している公文書を探索し、法定外普通税として定めている核燃料税に関し、平成26年11月頃から平成28年1月頃にかけて、専門家もしくは有識者（以下「専門家等」という。）から聴取した意見を記載した5件の公文書を本件対象公文書として特定した上で、条例第7条第6号および同条第7号に掲げる非公開情報に該当することを理由に非公開決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、本件処分を取り消し、本件対象公文書の全部公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

条例第7条第7号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、事務執行情報として公開しないと定めている。

核燃料税は、地方税法に規定する法定外普通税として、県がその必要性を判断し、独自に条例を定め、発電用原子炉の立地に伴う特別な財政需要に対応し、地方交付税で補填されない、残りの一般財源分の財政需要額を手当するために課税するものであり、更新の都度、その時々の要請に応じた新しい課税の仕組みを慎重に検討することとされている。

本件対象公文書は、福井県が定めた核燃料税が平成28年11月9日に課税期間終了となることから、課税期間終了後の核燃料税制度の参考とするため、核燃料税制度に関連する様々な知見を有する専門家等から意見を聴取したものであり、これらの文書には、出席者、核燃料税制度に関する県の考え方および専門家等の意見などが記載されている。このうち、出席者に関する情報は、県がどのような体制で核燃料税制度事務を進めているかが推測されるものである。

出席者に関する情報を公にすることにより、核燃料税の基本的な考え方などに関する先入観や憶測により、専門家等に対して、外部から様々な主張・行動・干渉等が向けられることにより、専門家等が県に対し率直な意見を述べることを躊躇するおそれがある。

また、核燃料税制度に関する県の考え方および専門家等の意見を公にすることにより、電力事業者に対しても外部から様々な主張・行動・干渉等が向けられることにより、電力事業者が県と率直な話し合いを躊躇するおそれがある。

このことにより、県が核燃料税の更新作業において、課税客体、課税標準、税率等の制度構築に当たり、電力事業者等に対して必要な意見や情報提供を求めた場合にも十分な協力を得られないなど、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な執行に支障を生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件対象公文書は、条例第7条第7号の非公開情報に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

3 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について

条例第7条第6号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定のものに不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがある情報は、審議・検討等情報として公開しないと定めている。

本件対象公文書を公にした場合、「2. 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について」と同様の理由により、電力事業者等に対して、外部から様々な主張・行動・干渉等が向けられることにより、電力事業者等が県に率直な意見を述べること等を躊躇するおそれがあると認められる。

このため、県が核燃料税の制度構築を慎重に検討する上で必要不可欠な電力事業者等からの意見や情報提供等について協力を得られなくなるなど、審議・検討における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、本件対象公文書は、条例第7条第6号の非公開情報に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

4 その他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上のことからまとめると、本件対象公文書は、条例第7条第7号および同条第6号の非公開情報に該当し、非公開決定をした実施機関の判断は、妥当である。

したがって、実施機関が行った決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年 7月21日	・ 諮問書の受理
平成29年 7月24日	・ 審議（第1回）
平成29年 8月28日	・ 審議（第2回）
平成29年10月31日	・ 審議（第3回）
平成29年11月30日	・ 審議（第4回）
平成30年 1月19日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
稻 田 真 紀	
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
清 水 和 邦	会 長
前 田 清 作	